

# 社会福祉法人内日福祉会 役員及び評議員報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人内日福祉会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

## (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

## (理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会等に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。  
なお、同日に合わせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
理事会出席報酬等	2,000 円	2,000 円

2 評議員が評議員会に出席したときには、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日に合わせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
評議員会出席報酬等	2,000 円	2,000 円

3 交通費の実費が、実費弁償の額を超える場合にはその実費とするが、交通費の支給上限額は、2000円とする。また、実費請求する場合、領収書等を添付する事とする。

## (役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び役員会以外の日において、法人及び施設運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 常務理事が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、常務理事が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができる。

3 理事が、法人及び施設運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合には、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

5 交通費の実費が、実費弁償の額を超える場合には、その実費とする。また、実費請求する際に、支払証明等の添付を行う。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のために出張する場合、その費用として内日福社会旅費規程に準じて取扱うこととするが、その内日当、宿泊料等に関しては下表のとおりとする。

区 分	日 当	宿 泊 料
役員・評議員	3,000 円	10,000 円

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費は実情を考慮し増額することができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(受賞祝金)

第7条 役員及び評議員が社会福祉事業に関する功勞により、厚生労働大臣、山口県知事の功勞表彰または国の叙勲、褒章をうけたとき、及び理事長が指定した褒章を受けたときは、別表2に定める祝金を支給する。

(傷病見舞金)

第8条 役員や評議員が傷病により入院が継続して2週間以上に及んだとき別表2に定める傷病見舞金を支給する。

(災害見舞金)

第9条 役員及び評議員が火災、水害、地震等、不時の災害を受けたときは、その被害に応じて別表2に定める災害見舞金を支給する。

(退任慰労金)

第10条 退任慰労金は、下記で示す理事長及びその他理事、監事、評議員が退任する時点において下記に定める額を支給する。

(1) 理事長

退任時 30,000 円

(2) その他理事、監事、評議員

退任時 20,000 円

(3) 上記役員等において、就任期間が6ヶ月未満の者 5,000 円

- 2 在任期間の計算は役員等就任日を起算として、1年に満たない端数月は6ヶ月以上のときは切上6ヶ月未満のときは切捨てるものとする。

(親族等への香華料)

第 条 役員、評議員及びその親族等が死亡したとき葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

( 付 則 )

この規程は平成 29年 1月 1日より適用する。

別表 1

名 称	報 酬		備 考
理 事 長 業 務 報 酬 (月)	1,500 円		
常 務 理 事 業 務 報 酬 (月)	1,300 円		
理 事 及 び 評 議 員 業 務 報 酬 (月)	1,200 円		
監 事 監 査 指 導 報 酬 (月)	1,200 円		

別表 2

区 分	支 給 基 準 額	備 考
受章祝金	ア. 山口県知事、厚生労働大臣 表彰受章の時 (20,000 円) イ. 国の褒章制度による褒章受章のとき (20,000 円) ウ. 理事長が指定した褒章 (10,000 円)	
傷病見舞金	ア. 私傷病見舞金 (5,000 円) イ. 業務上の傷病による見舞金 (法人業務に限る) (10,000 円)	
災害見舞金	被害の程度により協議、検討。	